

(環境省・経済産業省からのお知らせ)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品 及び PCB 廃棄物の期限内処理について

高濃度 PCB 廃棄物は定められた期限【大阪事業エリア（変圧器・コンデンサ
一等）は、令和 3 年 3 月 31 日】までに処分しなければなりません。

高濃度 PCB 廃棄物は、処分期限を過ぎると事実上処分することができなくな
ります。

なお、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

詳しくは、

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>